

第 1 回阿蘇市議会会議録

- 1.平成 29 年 3 月 3 日 午前 10 時 00 分 招集
- 2.平成 29 年 3 月 15 日 午前 10 時 00 分 開議
- 3.平成 29 年 3 月 15 日 午前 11 時 35 分 散会
- 4.会議の区別 定例会
- 5.会議の場所 阿蘇市議会議場
- 6.出席議員及び欠席議員

出席議員

1 番 立石 昭夫	2 番 竹原 祐一
3 番 岩下 礼治	4 番 谷崎 利浩
5 番 園田 浩文	6 番 菅 敏徳
7 番 市原 正	8 番 森元 秀一
9 番 河崎 徳雄	10 番 大倉 幸也
11 番 湯浅 正司	12 番 田中 弘子
13 番 五嶋 義行	14 番 高宮 正行
15 番 古澤 國義	16 番 阿南 誠藏
17 番 古木 孝宏	18 番 田中 則次
19 番 井手 明廣	20 番 藏原 博敏

欠席議員

なし

7. 地方自治法第 121 条の規定により説明のため出席を求められた者の職氏名

市長 佐藤 義興	副市長 宮川 清喜
教育長 阿南 誠一郎	総務部長 和田 一彦
市民部長 佐藤 菊男	経済部長 吉良 玲二
土木部長 伊藤 繁樹	教育部長 市原 巧
総務課長 高木 洋	福祉課長 山口 貴生
農政課長 本山 英二	建設課長 阿部 節生
財政課長 宮崎 隆	教育課長 日田 勝也
会計課長 井 八夫	農業委員会事務局長 田口 求
税務課長 藤井 栄治	ほけん課長 藤田 浩司
観光課長 秦 美保子	住環境課長 古閑 政則
人権啓発課長 下村 裕二	市民課長 岩下 まゆみ
まちづくり課長 佐伯 寛文	水道課長 浅久野 浩輝
阿蘇医療センター事務局長 井野 孝文	監査委員事務局長 小嶋 穂壽美
内牧支所長 本田 良治	波野支所長 加藤 勇二郎

8. 職務のため出席した事務局職員

議会事務局長 石 寄 寛 二 議会事務局次長 山 本 繁 樹
書 記 佐 藤 由 美

9. 議事日程

開議宣告

議事日程の報告

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第1号 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ② 議案第2号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ③ 議案第3号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について
- ④ 議案第6号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第12号 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第15号 平成29年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑦ 議案第21号 平成29年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第22号 平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑨ 議案第23号 平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑩ 議案第24号 平成29年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第4号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第6号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第9号 平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第10号 平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第11号 平成28年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第14号 平成28年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑦ 議案第15号 平成29年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑧ 議案第18号 平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第19号 平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑩ 議案第20号 平成29年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第27号 平成29年度阿蘇市病院事業会計予算について

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第5号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について

- ② 議案第 6 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 7 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 8 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 13 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑥ 議案第 15 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑦ 議案第 16 号 平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第 25 号 平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑩ 議案第 26 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑪ 議案第 28 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑯ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

午前 10 時 00 分 開議

1 開議宣告

○議長（藏原博敏君） それでは、議員の皆さん、執行部の皆さん、おはようございます。
ただ今の出席議員は 20 名であります。

従いまして、定足数に達しておりますので、これより本日の会議を開きます。

なお、執行部出席者につきましては、お配りしている執行部出席者名簿のとおりであります。

今後の会期日程等につきましては、これより議会運営委員長が報告をいたします。

議会運営委員長、古木孝宏君。

○議会運営委員長（古木孝宏君） おはようございます。議会運営委員会の報告をいたします。

本日、午前 9 時 20 分より一般質問等の取り扱いにつきまして議会運営委員会を開催いたしました。その経過と結果についてご報告をいたします。

今期、一般質問の通告者は 8 名予定されております。従いまして、一般質問を 3 月 16 日と 17 日の 2 日間とし、16 日は 6 人目まで行うこととし、17 日は 2 人行うことに決定いたしました。

次に、執行部より追加議案の提出がありましたので、本日、議案書の配布を行い、17日一般質問の後に日程に追加して議題とすることとし、追加議案の審議につきましては、委員会付託を省略しまして採決することといたしました。

また、選挙管理委員会委員及び補充員の任期が平成29年3月30日をもって満了するので、本市議会は速やかに選挙を行う必要がありますが、これにつきましても日程に追加して行うことに決定いたしました。

最後になりますが、本日の議会散会后、そして17日の議会散会后は、全員協議会を開くことにいたしましたので、ご出席のほどをよろしくお願いいたします。

以上で、議会運営委員会の会議の結果について報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 会期日程等につきましては、ただ今議会運営委員長の報告のとおりであります。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

従って、会期日程等につきましては、委員長報告のとおり決定をいたしました。

それでは、日程に従いまして議事を進めてまいります。

日程第1 各常任委員長報告

1 総務常任委員長

- ① 議案第1号 阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について
- ② 議案第2号 阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について
- ③ 議案第3号 阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について
- ④ 議案第6号 平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ⑤ 議案第12号 平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第15号 平成29年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑦ 議案第21号 平成29年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について
- ⑧ 議案第22号 平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について
- ⑨ 議案第23号 平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について
- ⑩ 議案第24号 平成29年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について

○議長（藏原博敏君） 日程第1「各常任委員長報告」を行います。

先日の本会議におきまして、総務常任委員会に付託をいたしました、議案第1号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」他9件を議題といたします。

総務常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長、湯浅正司君。

○総務常任委員長（湯浅正司君） おはようございます。どうもお疲れさまでございます。ただ今より、総務常任委員会委員長報告を行いたいと思います。

今期、第1回定例会において、総務常任委員会に付託されました案件は、議案10件であります。3月8日午前10時から委員会を開催し、審査を行いましたので、その審議の経過と結果について、主なものにつき、ご報告いたします。

最初に、議案第1号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」審査を行いました。

総務課長より「本案は、国の法律であります個人情報の保護に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明がありました。

特に質疑・意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第2号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」審査を行いました。

総務課長より「本案は、国家公務員に準じた改正を行うため、本条例の一部を改正するものです。」との補足説明があり、審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第3号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」審査を行いました。

財政課長より補足説明があり、審議の結果、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第6号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」審査を行いました。

まず、財政課の予算について審議を行いました。

委員より「改めて、交付税に対する考え方を確認したい。『阿蘇市民みどりの会』という名前で出されたチラシの中で、阿蘇市の市債、借金総額は295億円と明記されており、これは交付税措置を含めない金額を書かれたと思うが、『交付税充当率があるといっても未確定です』というようなただし書きまで付いている。この『295億円の借金』、そして『充当率は未確定である』ということに関して、どのように感じるか。」との質疑があり、財政課長より「まず、295億円というのは予算上の起債残高の数字で、一般会計、特別会計、企業会計、これには水道事業会計・下水道事業会計・病院事業会計とすべて含めた金額です。それぞれの起債借入れについては、国・県と制度に則って協議を行い、交付税の算入率を確認し、その結果に基づいて予算計上をしております。したがって、未確定ということは一切ありません。」との答弁があり、委員より「市民の方は非常に心配されて、『農地や公共施設に対して、いろいろ要望はあるが、阿蘇市が夕張市のようになるなら私たちが我慢せんといかんとだろうか。』という声が頻繁に出ている。このチラシはそういう不安や戸惑いを住民に与えた。私は、これが頒布されている以上、政治的に偏らない正確な情報を、全市民にわかりやすく周知し、市民の方の不安を取り除くことが大事だと考えるが。」との意見があり、総務部長より、「正しい阿蘇市の財政状況については、毎年、住民説明会等を行って、現在の状況を説明してお

ります。今回の件で、非常に疑念を持たれ、心配されている市民の方も多いため、広報誌等で正確な情報を発信していきたいと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 12 号「平成 28 年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」審査を行いました。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第 15 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」審査を行いました。それについて、主なものを申し上げます。

まず、波野支所の予算について、委員より「結婚資金貸付金、及び波野診療所分の弁償金の返済状況は。」との質疑があり、波野支所長より「少額ずつではありますが、毎年、返済されている状況です。」との答弁がありました。それに対し、委員より「いずれにおいても、返済が始まり十数年が経過しているが、貸付残高があまり減っていないのはいかがなものか。家庭の経済事情等もあると思うが、再度、相手側と協議をし、早期完済に向けての努力をお願いしたい。」との意見がありました。

次に、「財政課」の予算について、委員より「乗合タクシーについて、過去 3 年間の利用率の推移はどのようになっているか。」との質疑があり、企画係長より「平成 25 年の時点で、利用者総数は約 3,100 名となっており、その後、若干増えて、平成 28 年度の推計としまして、約 3,300 名の利用が見込まれている状況です。」との答弁がありました。委員より「今後、高齢者や独居老人の方が増えていくなか、乗合タクシーの利便性が高くなると考える。そうならば、『地方バス運行特別対策補助金』の予算との組み替えで、『乗合タクシー運行補助金』を増額する等もひとつの方法だと考えるが、財政課としてどう考えるか。」との質疑があり、財政課長より「運行対策の補助金につきましては、毎年再編を行って、利用の少ないバス路線については廃止をしています。現在残っている路線は、最低限でも本市には必要な路線で、内牧から宮地、阿蘇駅へと回っていく『環状線』であります。学生の利用も多く、こういった路線は、残す必要があると考え、予算も組んでおります。『地方バス』、『乗合タクシー』と、高齢化社会の中では両方利用しやすい体制を構築していくことが必要だと考え、そのためには若干の費用の負担も致し方ないと考えております。」との答弁がありました。

次に、「総務課」の予算について審議しました。委員より「消防費の予算で備品購入費に計上されている消防車両及び小型動力ポンプに関して、更新の基準はどのようになっているか。」との質疑があり、総務課長より「消防車両については、約 20 年、小型動力ポンプについては、約 15 年を目途に更新しております。」との答弁があり、委員より「新しい動力ポンプでも不具合があって水が出なかったり、古い動力ポンプでも、手入れがよければ、新品に劣らないものもある。消防資機材に関して、定期的な点検や指導は必要不可欠だと考えるが。」との意見があり、総務課長より「消防資機材の点検・確認については、年に一回、専門の業者による点検を実施しております。また、幹部会の中で、防火水槽や消火栓も含め、月 1 回の点検・確認をお願いしています。冬場においては、手入れが悪いとポンプが凍り、破損することもありますので、その点は特に注意を促しているところです。また、実際にそのよう

なケースが起きたとき、ポンプの修繕等、すべて市の方で負担するとなると財政面においてもかなりの負担が強いられますので、その班の管理不行き届き等で発生した修繕料については、その一部は、班で負担していただくことをお願いしています。」との答弁がありました。

また、委員より「区長配布について、区に加入していない世帯への配布物はどうなっているか。」との質疑があり、総務課長より「広報等のお知らせは、その地域の方すべてに行き渡るのが理想ではありますが、区という組織を通じて区長さん方が配布されている関係上、どうしても区に加入されていない方には配布物が届かないというところも出てきます。この件に関しまして、区長会の役員会の中でもお願いをしておりますが、これまでの地域の成り立ちや経緯等もあり、全ての区において理解を得られるのは難しい状況であります。そういった方のために、図書館や郵便局、コンビニ、銀行等、不特定多数の方が立ち寄られるところに、市の広報物を置き、そこから情報収集をしていただく、併せて、インターネットに掲載する等して、周知を図っております。また、4月には、区長さん方も多数替わられますので、今後、開催される区長研修等でも、このような現状をお伝えし、できるだけ多くの方々に市の情報が届くよう検討していただきたいと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第21号「平成29年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第22号「平成29年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第23号「平成29年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」、議案第24号「平成29年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」を、一括議題として審議を行いました。

本案は特に質疑・意見もなく、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、総務常任委員会に付託されました案件についての報告を終わります。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことをご報告申し上げ、委員長報告といたします。

○議長（藏原博敏君） 以上で、総務常任委員長の報告は終わりました。

これより、総務常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑ありませんか。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 4番、谷崎です。

1 ページ目の交付税に関する考え方を確認したいという質問が出ていますが、これは補正予算の中のどの項目に対しての質問だったのかをお尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 谷崎議員に申し上げます。委員長報告の趣旨は、経過と結果の報告であります。

4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 今の質問はですね、内容に関する質問でなくて、委員会の進め方に関する質問として質問したつもりですが、内容的にはですね、予算として上がっている内容に対して質疑するのは委員会でやりますけれども、予算として上がってない場合は、その他の事項で私たちは委員会でやります。そのときは、議事録には残らないし、委員長報告には出ないというのが委員会の私たちのルールでございますので、そのルールに則ってされてい

るかどうかを確認したかったんですが、そういった意味で質問いたしました。

○議長（藏原博敏君） 後で協議いたします。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかにないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第6号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第15号「平成29年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第6号及び議案第15号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第1号「阿蘇市個人情報保護条例及び阿蘇市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部改正について」採決を行います。

本件に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第2号「阿蘇市一般職の職員の給与に関する条例等の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議あり」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 異議がありますので、この採決は起立によって行います。本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり、決定することに賛成の方の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第2号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第3号「阿蘇市行政財産使用料条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第3号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第12号「平成28年度阿蘇市中通財産区特別会計補正予算について」採決を行

います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 12 号は委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。議案第 21 号から議案第 24 号までの財産区特別会計予算については、一括してお諮りしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

それでは、議案第 21 号「平成 29 年度阿蘇市坂梨財産区特別会計予算について」、議案第 22 号「平成 29 年度阿蘇市古城財産区特別会計予算について」、議案第 23 号「平成 29 年度阿蘇市中通財産区特別会計予算について」及び議案第 24 号「平成 29 年度阿蘇市宮地財産区特別会計予算について」、一括して採決を行います。議案第 21 号から議案第 24 号までの委員長の報告は可決であります。議案第 21 号から議案第 24 号までについて、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 21 号から議案第 24 号までは、委員長の報告のとおり可決されました。

2 文教厚生常任委員長

- ① 議案第 4 号 阿蘇市介護保険条例の一部改正について
- ② 議案第 6 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 9 号 平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 10 号 平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 11 号 平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について
- ⑥ 議案第 14 号 平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について
- ⑦ 議案第 15 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑧ 議案第 18 号 平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第 19 号 平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について
- ⑩ 議案第 20 号 平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について
- ⑪ 議案第 27 号 平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について

○議長（藏原博敏君） 次に、文教厚生常任委員会に付託をいたしました議案第 4 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」ほか 10 件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長、古澤國義君。

○文教厚生常任委員長（古澤國義君） おはようございます。

それでは、文教厚生常任委員会委員長報告を行います。

今期、第1回定例会において、文教厚生常任委員会に付託されました案件は、議案11件であります。3月9日午前10時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきまして、ご報告致します。

最初に、議案第4号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第6号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「アゼリア21で、契約相手は東京アスレチックだと思うが、説明の中で7条の第1項のリスク分担ということについての説明を。」という質疑があり、教育課長より「阿蘇市温水プール、温泉施設及び阿蘇市交流促進センターの管理運営に関する包括協定書の中の第7条ですが、管理業務に関するリスク分担については、別記2で定めております。前項に定める事項以外の不測のリスクが生じた場合は、甲・乙協議の上、リスク分担を決定することになっております。別記2のリスク分担表の、暴風、豪雨、洪水、地震、落盤、火災、暴動等、その他、市または指定管理のいずれかの責に帰すことができない、不可抗力とされる自然的・人為的な現象に伴う施設、整備の復旧経費あるいは業務遂行不能の経費を補填するというものです。」という答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇西小学校の建て替えについては、地元説明会は十分に行われているのか。」という質疑があり、教育長より「地元の区長、議員、元議員をされていた方々には個別に説明を行っており、保護者の総会においても説明を行っております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「阿蘇西小学校の建て替えを行う予定であるが、今後の児童数の見込みについては、複式学級になることは予想されないのか。」という質疑があり、教育長より「尾ヶ石東部小学校は阿蘇西小学校と先行統合し、6年生は30人、ほかの学年も22～23人のクラスです。住民基本台帳を調べたところ、今生まれている子どもたちも一番少ないところで17～18人いますので、複式学級になる可能性はしばらくないと思われれます。」という答弁がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第9号「平成28年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「繰入金で他会計繰入金は、一般会計からの繰入金となるのか。」という質疑があり、ほけん課長より「すべて一般会計からの繰入金になります。なお、保険基盤安定繰入金等については、4分の3が県の負担金となっております。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第10号「平成28年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 11 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」であります。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 14 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」であります。

委員より「医業収益の減額補正が約 3,000 万円と、結構大きいけどどのように見込みを行っていたのか。」という質疑があり、医療センター事務局長より「今回の補正では、内科の先生が自己都合により、11 月末で退職されたため、当初見込んでいた数値に達しなかったことによるものです。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「教育課」の予算について審査を行いました。

委員より「ストレスチェック、これは県下、もしくは全国的に行われているものか。」という質疑があり、教育課長より「各市町村平成 29 年度から予算措置を行い、市の職員分については総務課で予算を計上し、教職員分については、教育委員会で今回新たに計上しております。委託先については、阿蘇市の産業医ということで阿蘇医療センターにお願いをし、チェックをしていただき、医師の面談が必要な方については受診するということになります。」という答弁がありました。

また、別の委員より「熊本の地震復興基金の活用で、地域コミュニティ、公民館施設などや、小さな神社あたりで基金の活用というのは今後考えられるのか。」という質疑があり、教育課長より「現在、詳しい要綱がまだ来ていない状況であり、神社仏閣を含めた、地域で使用するものを修理したいなど、いろいろと相談はあっております。今後、要綱等がわかり次第、周知をしていきたいと考えております。」という答弁がありました。

次に、「人権啓発課」の予算について審査を行いました。

委員より「阿蘇大津人権擁護委員協議会負担金とは、どのような負担金なのか。」という質疑があり、人権啓発課長より「法務局が、阿蘇法務局と大津が統合され、それに伴い人権委員の活動も阿蘇・大津地区が一つの団体として発足したことから、その協議会に対する負担金です。」という答弁がありました。

また、別の委員より「運動団体補助金の内訳の説明を。」という質疑があり、人権啓発課長より「3 団体、6 支部に対し、各団体 153 万円を上限に支出しており、解放同盟一の宮支部については支部長不在であり阿蘇と兼務されているため、一の宮だけを 20 万円計上しています。」という答弁がありました。

次に、「市民課」の予算について審査を行いました。

委員より「生活困窮者自立支援費の補助費の住宅確保給付金の内訳の説明を。」という質疑があり、市民課長より「生活困窮者の方を自立支援するのが主な業務となり、住まいを確保すればどうにか自立に向けて歩み出すことができるという方のために行うもので、例えばア

パートなどを借りる場合は、家賃を給付するものです。限度額が3万3,000円であり、上限は6箇月までとし、平成29年度は5人分を見込んでいます。」という答弁がありました。

別の委員より「公費解体の今の進捗状況、また、申し込み期限が3月31日までとなっているが、これが延長される可能性はあるのか。」という質疑があり、地震事業対策班長より「2月28日現在で、解体棟数が790棟になっており、新たな申請が2月1日から28日までの1箇月間で10棟の申請があつております。」また、市民部長から「申込期限については基本的には3月31日ですが、罹災証明の発行が地震発生から13箇月であり5月中旬までとなっているため、その間に新たに半壊以上の罹災証明書が発行され、解体をしたいという場合は、延長してそれに対応することになるかと思えます。」という答弁がありました。

次に、「ほけん課」の予算について審査を行いました。

委員より「高齢者住宅改造助成事業費補助金で536万7,000円計上されているが、件数と1件当たりの工事費はどの程度なのか。」という質疑があり、ほけん課長より「高齢者住宅改造助成事業では、浴室・トイレなどの設備改修、手すりの設置など65歳以上の要介護者の在宅介護を支援するために住宅改造に必要な経費を助成するものです。熊本県が2分の1の補助を行い、70万円を上限に補助するものです。ただし、課税世帯についてはその3分2という上限があります。件数については、9件分を計上しており、例年そのくらいの申請が上がっております。」という答弁がありました。

次に、「福祉課」の予算について審査を行いました。

特に質疑はなく審査を終わりました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第18号「平成29年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」であります。

委員より「他会計からの繰入金が上がっているが、来年県下で統一されるようだが、その場合の繰入金はどのようになるのか。」という質疑があり、ほけん課長より「繰入金については、計上分は法定枠内のものです。赤字補てん分の繰入金については、会計自体は被保険者で支えるものであり、そこに一般財源を法定外に繰り入れることになると、公平性の点でも問題があり、非常に好ましくありません。しかし、他市町村において、被保険者の負担軽減という意味で繰り入れしている自治体もあります。本年度は基金等がないため、場合によっては赤字決算になる可能性もあることから、その際には財政当局とも相談を行い、一般会計からの繰り入れ、翌年度からの繰り上げ充用という形を採らざるを得ない状況に陥るかもしれません。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第19号「平成29年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」であります。

委員より「介護保険料は3年間で、3年後は見直しということで聞いているが、見直しは来年になるのか。」という質疑があり、ほけん課長より「平成30年度から第7期の3年間で始まります。平成29年度の1年かけて、介護保険事業計画を定め、保険料も見直しを検討し

ていくわけですが、阿蘇市のサービス必要量を見込んで策定します。施設等ができれば当然上がることになり、高齢化の進展により要介護度者の方が増え、介護度が重度化しサービス費用が高くなれば、保険料に跳ね返ることとなります。そういう意味で、保険料が下がることは考えにくいと思っております。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」であります。

委員より「鍼灸給付費 255 万円についての内容について説明を。」という質疑があり、ほけん課長より「過去数年の実績により、1,000 人の方が助成券を 5 枚使われたとして、利用率 52%でおよそ 2,600 枚を想定しています。」という答弁がありました。

審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 27 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について」であります。

委員より「予算書では、平成 29 年度業務の予定量とされる 1 日平均入院患者数が 106 名となっているが、説明では 12 月が 104 名、1 月が 103 名とのことであったことから、この 106 名という目標は高いのではないか。」という質疑があり、医療センター事務局長より「経営目標値では 106 人と挙げておりますが、努力すれば可能であると思います。1 日当たり 106 人の入院患者を受けることで、病床稼働率も 85%から 90%近くの実績数値を上げながら、平成 29 年度は取り組みなければならないと思っております。」という答弁がありました。

また、別の委員より「病院事業費用の中で昨年より、給与費が 8,600 万円ほど増えているが先生の増員分と思う。また、経費についても 4,400 万円の増加となっているが、内容の説明を願いたい。」という質疑があり、医療センター事務局長より「医師については現状の常勤医師 10 名をそのまま計上しており、給与費の増加は医療技術者 3 名、看護師 9 名の増員、事務方は 2 名減で計上しており、昨年から比べて当初予算ベースで 10 名のスタッフを増加したことが要因になっております。また、経費の増加については、病院経営を改善するために、できる限り削減を図ることで取り組みをしたところですが、ランニングコスト等どうしても必要なものがあり、いろいろ交渉も行いましたが、結果として経費は膨らんでしまったところ。」という答弁がありました。

委員より「公的病院のあり方というのはわかるが、公的病院といえども、経営観念はもう少し努力してほしいと思う。」との意見がありました。

以上のような審議の結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、文教厚生常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、文教厚生常任委員会といたしましては、閉会中の審査・調査の申し出をすることを決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、文教厚生常任委員長の報告は終了しました。

これより、文教厚生常任委員長の報告に対しまして質疑を行います。質疑がありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより、議案第 6 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」を除き、討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 6 号及び議案第 15 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 4 号「阿蘇市介護保険条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 4 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 9 号「平成 28 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 9 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 10 号「平成 28 年度阿蘇市介護保険事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 10 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 11 号「平成 28 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 11 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 14 号「平成 28 年度阿蘇市病院事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 14 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 18 号「平成 29 年度阿蘇市国民健康保険事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 18 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 19 号「平成 29 年度阿蘇市介護保険事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 19 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 20 号「平成 29 年度阿蘇市後期高齢者医療事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 20 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 27 号「平成 29 年度阿蘇市病院事業会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は、委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 27 号は、委員長の報告のとおり可決されました。

お諮りいたします。暫時休憩をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） それでは、暫時休憩をします。なお、11 時 05 分から再開をいたします。よろしくお願ひいたします。

午前 10 時 54 分 休憩

午前 11 時 05 分 再開

○議長（藏原博敏君） それでは、休憩前に引き続き、会議を開きます。

3 経済建設常任委員長

- ① 議案第 5 号 阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について
- ② 議案第 6 号 平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について
- ③ 議案第 7 号 平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について
- ④ 議案第 8 号 平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について
- ⑤ 議案第 13 号 平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について
- ⑥ 議案第 15 号 平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について
- ⑦ 議案第 16 号 平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について
- ⑧ 議案第 17 号 平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について
- ⑨ 議案第 25 号 平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について
- ⑩ 議案第 26 号 平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について
- ⑪ 議案第 28 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑫ 議案第 29 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑬ 議案第 30 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑭ 議案第 31 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑮ 議案第 32 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について
- ⑯ 議案第 33 号 旧慣による公有財産の使用権の一部変更について

○議長（藏原博敏君） 経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第 5 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」ほか 15 件を議題といたします。

経済建設常任委員長より、審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長、高宮正行君。

○経済建設常任委員長（高宮正行君） これより、経済建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

今期、第 1 回定例会において、経済建設常任委員会に付託されました案件は、議案 16 件であります。3 月 10 日午前 10 時から委員会を開催しましたので、その審議の経過と結果の主なものにつきましてご報告いたします。

最初に、議案第 5 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」であります。

水道課長から「本案は、昨年、阿蘇市簡易水道の一部区域を阿蘇市上水道へ統合するため、条例の一部を改正し、施行日を平成 29 年 4 月 1 日からと定めておりましたが、熊本地震に伴う水道の災害復旧を優先し整備できなかったことから、施行日を延長して、平成 30 年 4 月 1 日から施行するとした条例の改正であります。」との説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 6 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員より「繰越明許費補正にある市営住宅管理事業、老朽住宅解体撤去について内容の説明を。」との質疑があり、住環境課長から「市営住宅の解体は、竹林、新橋、坊中南、赤水西、万五郎、南古神団地を予定としており、うち、竹林、新橋、坊中南、赤水西団地が工事発注済みであります。残りの万五郎と南古神団地については、現在、入札準備を進めており、この6団地23棟の戸数は33戸になります。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員より「県の樋門管理委託がなくなった理由は。」との質疑があり、建設課長から「これまで施設が完成すると、地元市町村へ管理を委託されておりましたが、実際は専門的な知識も必要であることから、今後は県で直接管理を行うこととなりました。」との答弁がありました。

また、別の委員から「県管理河川の護岸雑草処理補助金については、多面的機能支払交付金と合わせて活用する等し、地域と協力して、より一層の美化景観づくりに努められるようお願いします。」との意見がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

農業委員会事務局長から補足説明があり、特に質疑・意見はありませんでした。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

観光課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はありませんでした。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「雑入について、指定管理施設納付金が減額していることについて、その理由をお聞きしたい。」との質疑があり、まちづくり課長から「4月の震災、10月の噴火に伴い、来場者、売り上げともに大きく減少しており、包括協定書に基づいて減額したものであります。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「青年就農給付金の状況をお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長から「今年度、受給された方は、継続分で24件、うち2件がご夫婦、新規分では13件で、うち1件がご夫婦という内容であります。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第7号「平成28年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」であります。

委員より「売店の賃借料が減額されたことについて、説明をお願いします。」との質疑があり、観光課長から「4月16日の震災の際、施設は被災しておらず、立入規制に掛かりましたが使用可能でありました。その後、10月8日の噴火で施設は破損し使用不能となり、先方と協議を行い、このような措置を執ることになりました。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第8号「平成28年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」であります。

委員から「下水道事業費の減額の一つに、工法変更に伴うものということであるが、その詳細をお聞きしたい。」との質疑があり、住環境課長から「工法変更した主な箇所として、成川橋の架け替えに伴う下水道工事になります。当初は、橋梁に添架されております下水道を護岸に沿って掘り返して、河床を通す計画でありましたが、河川管理者となります県との協議の中で、川の上流に移動し、堤防の上を通す工法に変更する結果となりました。また、災害復旧事業に関しましては、国の査定を受けて承認を得ておりますが、この際の査定数値は、短期間での調査、設計を行ったもので、実際、工事に入りますと、予定していた土質が異なる等、想定外の様々な要因も発生しますので、変更は避けられないものと考えております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 13 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」であります。

水道課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 15 号「平成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」であります。

まず、「住環境課」の予算について審査を行いました。

委員から「地域水道施設復旧事業費について、現在までの申請状況と、これに該当される事業の内容をお聞きしたい。」との質疑があり、住環境課長から「本予算は 10 件程度を想定して予算計上したものであります。」との答弁があり、住環境課長補佐から「本事業に関しましては、あくまでも地震災害によって破損した部分の修繕になりますので、配管や揚水部分の施設も被災した部分であれば対象となる事業であります。」との答弁がありました。

また、別の委員より「被災地宅地復旧支援事業費の内容をお聞きしたい。」との質疑があり、住環境課長から「宅地被災の復旧事業は、1 つは国庫補助事業で復旧事業をする分、それと補助対象にならない補助金等の支援がない宅地復旧については、復興基金で支援する 2 つがあります。本予算は、復興基金の事業ということで計上しており、内容は、個人の方が復旧されるものに対して助成し、工法は個人が選択され、50 万円から超える分に対して、上限を 1,000 万円とし、かつ事業費の 3 分の 2 を助成するというものになっております。」との答弁がありました。

次に、「建設課」の予算について審査を行いました。

委員から「がけ地近接等危険住宅移転事業補助金については、直接、住民の方々の意見を聞いて、総務課と共にしっかりと事業を進めて下さい。」との意見がありました。

次に、「農業委員会」の予算について審査を行いました。

委員から「農業者年金の加入については、農家の方々と直接関係する農協と、より一層、連携を深められ推進されますよう要望します。」との意見がありました。

次に、「観光課」の予算について審査を行いました。

委員から「観光振興費の負担金・補助金の主な内容は。また、来たる東京オリンピックやワールドカップラグビー等の合宿等を誘致する計画は。」という質疑があり、観光振興係長か

ら「阿蘇市観光協会補助金は、観光協会の職員の人件費、運営費、ホームページ等の管理料になります。」との答弁があり、また、観光課長補佐から「阿蘇くじゅう観光圏事業負担金は、事業主体は公益財団法人阿蘇地域振興デザインセンターで、阿蘇と竹田と高千穂が一つの観光圏となり 10 年前に観光庁に認定を受けた事業で、内牧温泉が主たる滞在促進地区として、その強化を図る事業がメインとなっています。」との答弁がありました。

合宿等の誘致については、観光課長から「県から説明を受けましたが、レベルの高い施設を準備する必要があるので、現在のところ教育課と協議し、観戦者やスタッフの受け入れを行う方向であります。」と答弁があり、経済部長からは「施設設備の投資にかかる費用等も多大なものになると想定され、それに向けての補助事業等が具体的になっていませんので、その辺の状況も踏まえ慎重に検討してまいります。」との答弁がありました。

次に、「まちづくり課」の予算について審査を行いました。

委員より「海外アーティスト招へい事業負担金について、今年度も継続して行うのか。」との質疑があり、まちづくり課長から「本事業は、平成 26 年度に事業が創設され、以降、継続して実施していましたが、平成 28 年度は、震災の影響で中止となっております。平成 29 年度、事業を再開し、2 名を受け入れる為の負担金として 13 万 8,000 円を計上したものです。」との答弁がありました。

次に、「農政課」の予算について審査を行いました。

委員より「農地費にある多面的機能支払交付金事業補助金について、それぞれの配分額をお聞きしたい。」との質疑があり、農政課長から「本事業は、4 億 1,000 万円ということで、国が 2 分の 1、県が 4 分の 1、市が 4 分の 1 という負担内容になっています。配分につきましては、一の宮地区で、約 1 億 300 万円、荻の草地区で約 179 万円、阿蘇地区は約 2 億 4,000 万円、そして、波野地域が約 1,800 万円となります。また、草原の部分につきましては、公益財団法人阿蘇グリーンストック、各牧野組合を一組織として 4,590 万円を助成するという内容になっています。このグリーンストックに関しましては、ボランティア活動の経費や様々なものがあり、それ以外では、牧野組合が行う野焼き活動の人件費等も含まれています。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号「平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」であります。

観光課長から補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」であります。

委員より「成川橋本設管渠工事について、工期はどのくらいかかるのか。」との質疑があり、住環境課長補佐から「現在、県が下部工を工事しており、その竣工予定が、当初、本年度内の 3 月末でありましたが、3 箇月延長し 6 月までの工期となりました。その後上部工へ入り、平成 29 年度内完了を目指しているところです。」との答弁がありました。

また、別の委員より「委託料にある応急仮設ポンプ維持管理委託料について、その箇所と使用期間を、そして、この中には電気料等の管理経費を含んでいるのか。」との質疑があり、住環境課長から「狩尾地区で県道の分と市道の分2箇所、内牧2区のホテル角萬の西側部分。内牧1区、新町にある大塚豆腐屋前の合計4箇所になります。期間につきましては、関係機関との協議中でありますので確定しておりません。」との答弁があり、また、「これらに関する諸経費については、別に計上しております。」との答弁がありました。

以上のような審議を経た結果、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第25号「平成29年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」であります。

農政課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第26号「平成29年度阿蘇市水道事業会計予算について」であります。

水道課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第28号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」から、議案第33号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」までにつきましては、一括議題として審議を行いました。

農政課長から、補足説明があり、特に質疑、意見はなく、本案は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上が、経済建設常任委員会に付託されました案件についての報告です。

なお、経済建設常任委員会といたしまして、閉会中の継続審査及び調査の申し出を要するものと決定しましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（藏原博敏君） 以上で、経済建設常任委員長の報告は終了しました。

これより、経済建設常任委員長の報告に対しまして、質疑を行います。質疑ありませんか。4番、谷崎利浩君。

○4番（谷崎利浩君） 一般会計補正予算のまちづくり課の件の部分でですね、今、注目されている「はな阿蘇美」についての質疑・応答というのは委員会であったのでしょうか。お尋ねします。

○議長（藏原博敏君） 谷崎議員に申し上げます。多分、欠席されていたと思いますが、所管ですので、後でお聞きください。

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ほかに質疑がないようですので、質疑を終わります。

これより議案第6号「平成28年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第15号「平成29年度阿蘇市一般会計予算について」を除き討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終わります。

これより、委員長より報告がありました案件中、議案第 6 号及び議案第 15 号を除くほかの案件について採決を行います。

まず、議案第 5 号「阿蘇市水道事業給水条例及び阿蘇市水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の一部改正について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 5 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 7 号「平成 28 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 7 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 8 号「平成 28 年度阿蘇市下水道事業特別会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 8 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 13 号「平成 28 年度阿蘇市水道事業会計補正予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 13 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 16 号「平成 29 年度阿蘇市阿蘇山観光事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 16 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 17 号「平成 29 年度阿蘇市下水道事業特別会計予算について」採決を行います。

す。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 17 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 25 号「平成 29 年度阿蘇市土地改良事業特別会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 25 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 26 号「平成 29 年度阿蘇市水道事業会計予算について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 26 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 28 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 28 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 29 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 29 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 30 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。

本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 30 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 31 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 31 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 32 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 32 号は委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第 33 号「旧慣による公有財産の使用権の一部変更について」採決を行います。
本案に対する委員長の報告は可決であります。本案は委員長の報告のとおり決定すること
にご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第 33 号は委員長の報告のとおり可決されました。

以上で、議案第 6 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」及び議案第 15 号「平
成 29 年度阿蘇市一般会計予算について」を除く案件について、討論・採決が終了いたしました。

これより、議案第 6 号「平成 28 年度阿蘇市一般会計補正予算について」討論を行います。
討論はありませんか。

10 番、大倉幸也君。

○10 番（大倉幸也君） 10 番、大倉です。

41 ページのはな阿蘇美の負担金 436 万 5,000 円、これに関して、質問をしておりました。
はな阿蘇美の管理するバラと、売る商売用のバラですね、その違いは数量とかですね、そ
ういうのを教えてくださいということで質問しておりましたけれども、回答がなかったとい
うことと、管理の面積はですね、私が調べましたところは、樹木が植えてありますので、半
分に現在なっております。管理の面積、それに管理の日報等は、報告はなされていないそ
うです。それに、管理をしておられました方が昨年 12 月に解雇となっております。とい
うことで、436 万 5,000 円の支出に疑問がありますので、反対をいたします。

○議長（藏原博敏君） ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） なければ、討論を終わります。

反対討論がありましたので、この採決は起立によって行います。本案に対する総務常任委
員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、可決であります。本案は各常任

委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第6号は各委員長の報告のとおり可決されました。

続きまして、議案第15号「平成29年度阿蘇市一般会計予算について」討論を行います。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（藏原博敏君） 討論がないようですので、討論を終了します。

これより、議案第15号「平成29年度阿蘇市一般会計予算について」採決を行います。この採決は、起立によって採決いたします。本案に対する総務常任委員長、文教厚生常任委員長、経済建設常任委員長の報告は、可決であります。本案は各常任委員長の報告のとおり決定することに賛成の方の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（藏原博敏君） 起立多数です。従って、議案第15号は各委員長の報告のとおり可決されました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもちまして、本日の会議を散会いたします。お疲れでございました。

午前11時35分 散会